



# 消費者被害情報



## 通信販売は クーリング・オフの 適用になりません！！



通信販売で購入した商品を返品できるかどうかは、通信販売業者の決めた返品特約が適用される為、購入前に確認することが必要です。



### こんなことはありませんか？

テレビショッピングやカタログをみて、  
商品を購入したが実際に商品が届くと  
『思っていたのとは違ったので返品したい…。  
どうしたらいいだろう？』

実物を見ない通信販売にはよくあることです。  
注文する際には下記のポイントを確認して契約をしましょう。

### チェックポイント

- 自分にとって必要な商品・サービスですか？
- 個数はいくつですか？
- 値段はいくらですか？
- 1回限りの購入ですか？何回かの定期購入ですか？
- 商品を返品することはできますか？

(例) “商品を開封した後も返品はできますか？”

“使用後も返品はできますか？”

※返品方法については小さな字で記載してある場合もあります。見落とさないようにしましょう。

# 架空請求に注意！！

実際に津山市の方に送られてきたハガキの文面です！

津山市は架空請求の相談が多いです。  
**身に覚えのないハガキ、メールが届いても慌てず絶対に連絡しないでください！**  
わからないことがあれば相談しましょう。

**総合消費料金**など、具体性のないものを提示してきます。

## 総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴訟が提出されました事をご通知致します。管理番号（く）〇〇〇 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による**執行証書の交付**を承諾していただくようお願い致します。

どこの契約会社、運営会社か確認できない内容で提示してきます。

「訴訟を開始する」「給料差し押さえ」等、不安をあおる言葉が記載してありますが**無視しましょう！**

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜わっておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

期日をおおるような記載をしてありますが気にしないようにしましょう。

※取り下げ最終期日 平成 29 年〇月〇日

法務省管轄支局 ××××××××××  
東京都〇〇〇区〇〇〇町〇丁目〇番地  
取り下げ等のお問合せ窓口 03-□□□□-△△△△  
受付時間 9:00～18:30（日、祝日除く）

身に覚えがない場合は絶対に連絡しないようにしましょう。連絡すると業者に個人情報伝えることとなります。

## 相談窓口

※土日、祝日の場合は「188(局番なし)」におかけください。平日もご利用できます。

津山市社会福祉協議会

津山市地域包括支援センター

TEL:23-1004

津山市消費生活センター

TEL:32-2057

消費者ホットライン

TEL:188(局番なし)